

校長室から

みなさん、こんにちは。ようこそ、鹿児島市立武岡小学校のホームページへ。令和6年度、PTA 総会で、皆さんに次のように話をした。一部を紹介する。

保護者の方が最も望んでいることの 하나가、「子どもが元気に楽しく学校に行ってくれること」だと思います。

国立教育政策研究所が、小中学校6年間のいじめを調査したところによると、「仲間はずれ、無視、陰口」などのいじめをされた経験がある・・・**9割**、した経験がある・・・**9割**でした。つまり、子供たちは、いじめの被害者でもあり、加害者でもあるということです。言い換えると、「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ということです。

今の時代、「いじめられたらと感じたら、それは、『いじめ』と認知するようになっていきます。」 ですから、本校では、1件でも多く発見し、それらを解消するように努めてまいります。詳しくは、本校HPに掲載されています「学校いじめ防止基本方針」をご覧ください。

いじめが発生したら、管理職への報告も含め、学校はチームで対応します。保護者の方にも双方、連絡を差し上げることがあります。あわせて教育委員会への報告とともに、内容によっては、警察とも連携を図っていく場合もございます。

いじめ防止対策推進法では、第四条に、「児童等は、いじめを行ってはならない」と定めており、学校では、いじめが、まずは起きない様に未然防止に努めて参りますが、先ほど、データでお示した通り、学校生活を送るうえで、いじめが起こりえます。 ですので、「いじめではないか」と心配にいられた際には、すぐに担任までお知らせくださるようお願いいたします。 学校では、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭等、チームとなって、その子を守っていきます。

一方、第九条には、保護者の責務として、「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」とあります。 もし、ご自分の子どもさんがいじめをした場合には、ご家庭の方でも、「悪かったことは悪かった」としっかり反省をさせ、今後、いじめをしないよう、子どもの規範意識を養うための指導をしてくださるようお願いいたします。

あわせて、本年度より、全学年で「SOSの出し方教育」を実施します。特に、6年生には、県のSCを呼んでの授業も実施します。また弁護士とのTTによる「いじめ防止」の授業も、5，6年生を対象に実施します。

また、昨年度より、毎週金曜日の放課後を「教育相談の日」と位置づけております。

ぜひ早い段階での相談をお待ちしております。保護者の皆様との一層の「対話」により、子供たちにとって、武岡小学校がより魅力ある楽しい学校になれるよう職員一同、努めてまいります。どうぞ協力ください。